

7月21日の「課外活動及び施設使用の停止について」について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年7月21日）

7月21日の告示によると、「本日から当面の間、公認、非公認を問わず学内外でのすべての課外活動を停止してください。」とあります。

これについて、

1. これは課外活動団体の団体としての活動を規制するものであり、個人の学外における活動(アルバイト、ボランティアなど)を規制するものではないという認識で良いでしょうか。
2. 「当面の間」とはどの程度の期間を想定しているのでしょうか。また、その期間は何によって決定されるのでしょうか。

日本感染症学会のpdf「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）—水際対策から感染蔓延期に向けて—」によると潜伏期間は1~12.5日とのことなので、学内での接触に起因する感染拡大の防止という観点では2週間の活動停止が求められると考えられます。

【回答】（回答日：2020年7月29日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

1. 学外における個人の活動を規制するものではありませんが、感染対策を十分に行ったうえで活動するようにしてください。
2. 今後の状況次第ですのでお答えできません。